

答 申

**第1 審査会の結論**

宮城県公営企業管理者は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる部分については、開示すべきである。

**第2 審査請求に至る経過**

1 審査請求人は、平成29年5月22日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「県水道3事業一体化構想について『みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務』および『上工下水デューデリジェンス調査業務』が公募型プロポーザル方式で決まったが、参加業者および評価方法と結果など業者選定過程に至るいっさいの資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として45件の文書を特定した。その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定処分（以下「原処分」という。）を行い、平成29年6月12日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、担当者の氏名等個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、プロポーザルに参加した法人の企画提案書等法人のノウハウ等に関する情報が含まれており、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため。

3 審査請求人は、平成29年7月28日、原処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

- 4 諮問実施機関からの諮問を受け、当審査会において審査した結果、平成31年3月28日付け答申第164号（以下、「答申第164号」という。）にて答申を行った。なお、答申においては、審査請求人が求めたプロポーザル参加企業名（落選業者を含む。）並びに選定業者の技術提案書において有意な情報がないとして黒塗りにされた部分及び企業秘密やノウハウに関係しない部分についてのみ判断を示した。
- 5 諮問実施機関は、4の答申を受け、平成31年4月26日付けで裁決を行った。
- 6 実施機関は、5の裁決を受け、平成31年4月26日付け企公第22号において、原処分を変更する旨を決定（以下、「本件処分」という。）し、審査請求人に通知した。
- 7 審査請求人は、令和元年7月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の一部開示とされた部分のうち、業務委託業者として選定された有限責任あずさ監査法人の「上工下水デューディリジェンス調査業務委託の企画提案書」及び株式会社日本総合研究所の「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託の企画提案書」において一部開示とされた部分を、答申第164号の立場に立った情報開示を行うよう、再度求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、弁明書に対する反論書、意見書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 答申第164号において、企画提案書の内容が企業のノウハウに該当するかについて個別に判断した上で、
  - イ 「業務実績」及び募集要領の様式と同じ見出し部分（フォントや色彩を含む）については、開示すべき
  - ロ 少なくとも公知の情報等については開示すべき
  - ハ 情報公開の趣旨（原則公開の理念の下に解釈）に則り、調査業務が終了し、報告書が作成され公開されている状況を踏まえおこなうべきとの判断を示している。

(2) 答申第164号で開示すべきとした「業務実績」については、受注業者の概要は開示されたものの、「再委託者の概要」については、すべて非開示となっているが、それはなぜなのか。再委託者であろうと公共事業の一部を担う企業であるのだから、公表することに何の不都合があるのか理解不能である。

また、従業員一覧において、氏名についてはともかく、「役職」や「専門分野及び過去の実績」についても、非開示となっていることは理解できない。

(3) 答申第164号では「少なくとも公知の情報について、改めて開示決定をおこなうべきである」としているが、以下の公知の情報と推測される部分が開示されていない。

イ 企画提案書の業務の理解に関する確認項目において、「国の情勢」、「宮城県の情勢」、「宮城県の検討状況」は基本的にすべて「公知」のはずである。「認識している」とか「理解している」という表現のなかには、企業として「どのように認識しているのか」、「どのように理解しているのか」のノウハウがある、との主張と思われるが、その立場では「公知の情報」が開示されないことになってしまう。

ロ 導入可能性調査提案書において、愛知県道路コンセッション事業の記述が非開示とされている。しかし、同事業は2016年10月から事業開始されており、提案者である(株)日本総合研究所が総合アドバイザーとして作成した実施方針などの諸文書が公表されていることから、当然に公知の内容と判断すべきものであり、開示されるべきである。

ハ さらに、同提案書の20ページにて、「検討会資料等において、」以下が非開示となっているが、これも検討会資料等に記載されている内容が書かれているものと思われるので、「公知」であるから、非開示は不当である。

ニ 同提案書の23ページ。水道事業のコンセッションを促進するための繰上げ償還補償金免除については、財務省から「上下水道コンセッション推進のための補償金免除繰上げ償還」と言う文書も出されており、制度としては「公知」であり非開示の理由はない。この箇所は、工程及びスケジュールについて記された部分である。平成31年度までに実施方針条例を制定した場合は対象債権の全額が繰り上げ償還として認められることから、早く実施方針条例を決定することを求めた部分と思われる。そうだとすれば、企業の「ノウハウ」というより、都合が悪いから非開示にしたと思われるが仕方がないではないか。

(4) 答申第164号ではさらに、「調査業務が完了し、報告書が作成されている現時点の状況を踏まえ、おこなうべき」としているが、この指摘も全く無視するものになっている。

- (5) 答申第164号で指摘されたこと以外に、今回の開示文書については、ある場所で開示されている事項が他の場所で非開示とされているケースがある。
- (6) 大部分の文章が非開示で、意味のある文章をほとんど見つけることができない状況であることから、全体として答申第164号第5の3の(3)を踏まえた開示を求める。報告書の内容を踏まえれば、ほぼ全面的な開示が可能ならずである。
- (7) 答申第164号では、条例の基本的な考え方に触れ、条例の目的は「県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与する」ことで、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならないと指摘している。しかし、実施機関は有意性のある表現をすべて隠すという「知る権利」に逆行する対応に終始しており、県政発展のため、県民のための情報公開が「特定法人のノウハウ」を口実に歪められているのではないかと懸念している。

開示を求めている文書は、上工下水の水道3事業を長期にわたって民間企業に管理運営権を譲渡する事業に係るものであり、県民の暮らしに大きく関係する事業がどのように検討されているのか県民には知る権利がある。「企業のノウハウ」や「企業の利益を損なう」を口実に情報公開が歪められるのであれば、水道事業の管理運営権が譲渡された場合には、いっさいの情報が公開されなくなることを強く危惧する。よって、改めて答申第164号の立場に立って情報公開を行うことを求める。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会へ提出した実施機関の弁明書及び意見聴取において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 条例第8条第1項第2号該当性について

「再委託を受ける者の概要」における従業員一覧において、役職や専門分野、過去の実績については、その情報から直接的に特定の個人が識別される又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報であることから、個人の権利利益が害されるおそれがあると判断した。

##### 2 条例第8条第1項第3号該当性について

- (1) 「再委託を受ける者の概要」における再委託先及び実施体制については、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (2) 公知の情報については、答申第164号を受け開示している。一方、企業の考えあるいは認識の記載については、公知の情報ではなく、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。
- (3) 公知の情報である事実が記載されている部分については、開示している。

一方、企画提案時点の企業の考えあるいは認識の記載については、公知の情報ではなく、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。

(4) 企画提案書の中で、「報告書（概要版）」の公表により公知の情報となった部分については、開示している。一方、報告書と異なる内容の箇所については、公知の情報ではなく、企業のノウハウに関する情報であり、法人の権利利益が損なわれると判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件行政文書について

審議の対象となる行政文書については、本件処分に関する行政文書のうち、株式会社日本総合研究所の「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託 企画提案書」及び有限責任あずさ監査法人の「上工下水デューディリジェンス調査業務委託 企画提案書」の2点（以下「本件行政文書」という。）である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供と非開示理由等の詳しい説明を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた部分のうち、答申第164号に基づき、公知の情報となっている部分、企業のノウハウに関係しない部分、開示されている部分が他で非開示とされている部分、再委託を受ける者の概要並びに従事職員一覧における役職及び専門分野及び過去の実績（以下「本件非開示部分」という。）について開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行うこととする。

### 3 本件非開示部分の条例第8条第1項第3号該当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体,地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて,公開することにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 公知の情報等について

公知の情報等については,答申第164号において述べているが,具体的には以下のとおりである。

- イ みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査報告書(概要版を含む)
- ロ 上工下水デューディリジェンス調査業務報告書(概要版を含む)
- ハ 宮城県上工下水一体官民連携運営検討会資料(第1回~第4回)
- ニ みやぎ型管理運営方式の実施方針
- ホ その他県ホームページ等で公表しているもの
- へ その他国等が公表しているもの(関係法令等を含む)

(3) 条例第8条第1項第3号該当性の検討

当審査会において,本件行政文書について(2)イからへの公知の情報等及び企業のノウハウの該当性を検討したところ,別紙1に掲げる部分については,公知の情報等に該当し,又は当該法人のノウハウとまでは言えないことが認められた。

よって,当該部分については,当該法人の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められないことから,条例第8条第1項第3号には該当せず,開示すべきである。

また,本件行政文書中で開示されている文言が別の箇所では非開示となっている文言(同意義の文言を含む。)及び実施機関が他の開示箇所と平仄を合わせて意見聴取の際に開示と判断した文言(例,文頭や文末)も,別紙1のとおり開示すべきである。

次に,審査請求人は,本件処分に対し原処分に対する審査請求時に求めなかった再委託を受ける者の概要並びに従事職員一覧における役職及び専門分野及び過去の実績について開示を求めていることから,以下に検討する。

イ 再委託を受ける者の概要

本件行政文書には,再委託を受ける者の概要として,会社名,本社所在地(担当事業所の所在地),会社設立年月,資本金,事業所数,従業員数及び主な業務が記載されている。本件行政文書に係る業務受託後,実際に再委託を受けた者については,当該部分を開示したとしても,対象法人の権利,競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから,条例第8条第1項第3号には該当せず,開示すべきであ

る。

ロ 従事職員一覧における役職並びに専門分野及び過去の実績

これらの情報は、企画提案した企業が、自己の優位性をアピールするために、再委託する企業も含め、どのポストの、どういう分野の、どういう実績を持つ職員を業務に従事させるかといった、企業のノウハウに当たる情報と言える。よって、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。

ただし、「上工下水デューディリジェンス調査業務委託 企画提案書」5ページの表中、「専門分野及び過去の実績」欄において個人ごとに標題として記載している部分は開示すべきである。

また、実際に再委託を受けた者の企業名については、イのとおり開示すべきである。

(4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、当審査会は、本件処分のうち公知の情報等と認められる部分及び企業のノウハウとまでは言えない部分等について、別紙1のとおり開示すべきであると判断した。

#### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託 企画提案書	
頁	開示すべき部分
1	同ページ内のすべて
4	「3 実施体制 ① 実施体制図」における説明書き●6つ目1行目の16文字目から32文字目まで
4	「3 実施体制 ① 実施体制図」における説明書き●6つ目1行目の34文字目から43文字目まで
4	「3 実施体制 ① 実施体制図」における説明書き●7つ目1行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」の表中、「企業名」欄における非開示部分のすべて
6	「4 企画提案内容 【はじめに】みやぎ型管理運営方式に対する当社の理解」における説明書き●2つ目4行目の45文字目から5行目の6文字目まで
6	「4 企画提案内容 【はじめに】みやぎ型管理運営方式に対する当社の理解」における説明書き●3つ目1行目の20文字目から38文字目まで
7	「【議題と論点(3)】」における説明書き●4つ目1行目の16文字目から35文字目まで
7	「【議題と論点(4)】」における説明書き●2つ目1行目の10文字目から18文字目まで
7	「【議題と論点(4)】」における説明書き●2つ目1行目の37文字目から48文字目まで
8	1つ目の「【検討の方向性】」における説明書き●1つ目1行目の42文字目から51文字目まで
8	2つ目の「【検討の方向性】」における説明書き●2つ目1行目の15文字目から25文字目まで
8	「【議題と論点(7)】」における説明書き●1つ目1行目の14文字目から34文字目まで
9	2つ目の「【検討の方向性】」における説明書き●1つ目の図表右下部分・2つ目1行目の4文字目から2行目の8文字目まで
10	1つ目の「【検討の方向性】」における説明書き●2つ目1行目の冒頭から10文字目まで
11	「②-1 上工下水事業に運営権制度を導入する場合における効果の把握方法について」における説明書き●1つ目1行目の10文字目から24文字目まで

頁	開示すべき部分
1 1	「②-1 上工下水事業に運営権制度を導入する場合における効果の把握方法について」における説明書き●2つ目1行目の6文字目から36文字目まで
1 4	1行目の29文字目から2行目の終わりまで
1 7	「【想定される課題(7)】」における説明書き●2つ目2行目の11文字目から29文字目まで
1 8	17ページから続く「【提案(1)】」における説明書き●2つ目3行目の4文字目から12文字目まで
1 8	「【提案(2)】」における説明書き●3つ目4行目の37文字目から5行目の5文字目まで
1 9	「【提案(3)】」における説明書き●1つ目1行目の16文字目から30文字目まで
2 0	「【提案(8)】」における説明書き●1つ目1行目の12文字目から35文字目まで
2 2	「【対応策(3)】」における説明書き●3つ目1行目の5文字目から46文字目まで
2 4	同ページ内説明書き●11個目1行目の6文字目から38文字目まで

上工下水デューディリジェンス調査業務委託 企画提案書	
頁	開示すべき部分
1	「再委託を受ける者の概要」における表の上から2者目の縦項目「会社名」から「主な業務」に対応する内容すべて
1	「再委託を受ける者の概要」における表の上から3者目の縦項目「会社名」から「主な業務」に対応する内容すべて
1	「再委託を受ける者の概要」における表の上から4者目の縦項目「会社名」から「主な業務」に対応する内容すべて
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■1つ目の冒頭から9文字目まで
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■2つ目の冒頭から7文字目まで
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■3つ目の冒頭から7文字目まで
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■4つ目2行目の40文字目から終わりまで

頁	開示すべき部分
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■5つ目の冒頭から7文字目まで
4	「3 実施体制 ①実施体制図」における説明書き■6つ目の冒頭から7文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から1者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から2者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から3者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から4者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から5者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から6者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から7者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から8者目1行目の冒頭から6文字目まで及び3行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から9者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から10者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から11者目1行目の冒頭から6文字目まで及び3行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「専門分野及び過去の実績」欄の上から12者目1行目の冒頭から6文字目まで及び2行目の冒頭から9文字目まで
5	「② 従事職員一覧」における表中、「企業名」欄の上から3者目
5	「② 従事職員一覧」における表中、「企業名」欄の上から4者目
5	「② 従事職員一覧」における表中、「企業名」欄の上から5者目
6	「1. 業務実施の背景 (1) 国の情勢」における説明書き■1つ目1行目の17文字目から2行目の4文字目まで

頁	開示すべき部分
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■1つ目2行目の18文字目から2行目の4文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■2つ目2行目の25文字目から36文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■2つ目3行目の37文字目から4行目の4文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■2つ目4行目の32文字目から終わりまで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■3つ目2行目の3文字目から39文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■3つ目2行目の43文字目から3行目の19文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■3つ目3行目の26文字目から50文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (2) 宮城県的情勢」における説明書き■3つ目4行目の4文字目から38文字目まで
6	「1. 業務実施の背景 (3) 宮城県における検討の状況」における説明書き■2つ目5行目の5文字目から15文字目まで
6	最下部表における縦項目「契約」欄に対応する横項目「仕組み」欄すべて
6	最下部表における縦項目「契約」欄に対応する横項目「効果」欄すべて
6	最下部表における縦項目「期間」欄に対応する横項目「仕組み」欄すべて
6	最下部表における縦項目「期間」欄に対応する横項目「効果」欄すべて
6	最下部表における縦項目「業務範囲 (公共)」欄に対応する横項目「仕組み」欄に記載された内容の1行目の冒頭から16文字目まで
6	最下部表における縦項目「業務範囲 (公共)」欄に対応する横項目「仕組み」欄に記載された内容の4行目の冒頭から7行目の終わりまで
6	最下部表における縦項目「業務範囲 (民間)」欄に対応する横項目「仕組み」欄に記載された内容の1行目すべて
7	「3. 現時点で想定される課題と論点ならびに対応方針」における表中、縦項目「1」欄に対応する横項目「課題及び論点」欄に記載された内容の3行目の10文字目から4行目の終わりまで
7	「3. 現時点で想定される課題と論点ならびに対応方針」における表中、縦項目「2」欄に対応する横項目「対応方針」欄に記載された内容の2行目の19文字目から3行目の24文字目まで

頁	開示すべき部分
7	「3. 現時点で想定される課題と論点ならびに対応方針」における表中、縦項目「4」欄に対応する横項目「対応方針」欄に記載された内容の1行目の4文字目から22文字目まで
8	「1. 基本方針(1)」における説明書き■1つ目1行目の9文字目から30文字目まで
8	「1. 基本方針(4)」における説明書き■1つ目1行目の17文字目から2行目4文字目まで
8	「1. 基本方針(4)」における説明書き■1つ目2行目の33文字目から3行目15文字目まで
9	「4. 特に重視する業務遂行上の配慮事項(3)」における説明書き■1つ目1行目の冒頭から24文字目まで
10	「2. 資産の現況把握(資産DD) (1) 上水・工水事業の施設の現況把握 b. 具体的な調査方法」における表中、縦項目「1 固定資産台帳の整備状況の確認」欄に対応する「内容」欄の6行目すべて
10	「2. 資産の現況把握(資産DD) (1) 上水・工水事業の施設の現況把握 b. 具体的な調査方法」における表中、縦項目「4 現物確認」欄に対応する「内容」欄の4行目の冒頭から30文字目まで
11	「3. 契約・協定等の現況把握(法務DD) c. 具体的な調査方法」における表中、縦項目「5 訴訟・係争案件の確認」欄に対応する「内容」欄のすべて
12	「1. 運営権を設定する資産の範囲の確定 (1) 目的」における説明書き■4つ目のすべて
12	「1. 運営権を設定する資産の範囲の確定 (2) 作業における論点」における説明書き■2つ目2行目の3文字目から3行目の終わりまで
12	「1. 運営権を設定する資産の範囲の確定 (2) 作業における論点」における説明書き■3つ目1行目の11文字目から44文字目まで
12	「1. 運営権を設定する資産の範囲の確定 (4) 資産の範囲の確定において留意すべき事項 (i i)」における説明書き■1つ目のすべて
13	「2. 運営権を設定する資産の評価等 (3) 資産の評価等において留意すべき事項」における説明書き■1行目の冒頭から2行目の7文字目まで
14	「1. 財務情報の整理(財務DD) (3) 財務DDの方式 c.」における説明書き■3つ目の冒頭から22文字目まで
14	「1. 財務情報の整理(財務DD) (3) 財務DDの方式 e.」における説明書き■1行目の37文字目から2行目の12文字目まで

頁	開示すべき部分
1 4 1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「1 事業概要」欄に対応する「内容」欄のすべて
1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「2 損益計算書及び歳入歳出決算書項目」欄に対応する「内容」欄のうち，3行目のすべて
1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「2 損益計算書及び歳入歳出決算書項目」欄に対応する「内容」欄のうち，5行目のすべて
1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「3 貸借対照表項目」欄に対応する「内容」欄のうち，1行目のすべて
1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「4 事業計画」欄に対応する「内容」欄のうち，1行目のすべて
1 5	「1. 財務情報の整理（財務DD）（4）具体的な調査方法 b. 主な調査項目」における表中，縦項目「4 事業計画」欄に対応する「内容」欄のうち，2行目のすべて

- 1 本件行政文書名は，第5の2に掲げるものと同一のものである。
- 2 ○行目とは，文字が記載されている行を一番上から1行目として，順次数え上げたものである。
- 3 ○文字目とは，1行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし，空白は除いている。

## 別紙2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
元. 11. 22	○ 諮問を受けた。(諮問第234号)
元. 12. 23	○ 審査請求人から意見書を受理した。
2. 2. 27 (第400回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 3. 26 (第401回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 4. 20 (第402回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 5. 18 (第403回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 8. 24 (第406回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 9. 28 (第407回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 10. 23 (第408回審査会)	○ 事案の審議を行った。
2. 11. 25 (第409回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

(令和2年9月30日まで)

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	

(令和3年1月7日現在)

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉達朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長